

国際関連情報 Report from IASB

IASB—公開草案 「深刻な超インフレーション」 について

IASB 客員研究員（ASBJ 専門研究員） ますやま としかず
増山 俊和

I. はじめに

筆者は 2009 年 2 月から 2 年の予定で国際会計基準審議会（IASB）へ客員研究員として出向し、国際財務報告基準（IFRS）の基準開発に従事している。

IASB は 9 月 30 日に「深刻な超インフレーション Severe Hyperinflation」（IFRS 第 1 号「IFRS の初度適用」の改正）の公開草案を公表した。

筆者は、上記の改正に議論の当初から関わっていたため、本稿では、その内容について紹介したい。

なお、意見にわたる部分は筆者の私見である。

II. 改正の背景

当該改正は、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee）に寄せられた、従来 IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」を適用してきた企業が、一般物価指数が利用できなくなったことなどの状況の変化により IAS 第 29 号に準拠することができず、IFRS に準拠した財務諸表を作成することができなくなった後に、その後状況が改善されたことによ

り IAS 第 29 号の適用が可能となった場合、どのようにして企業が再度 IFRS に準拠した財務諸表を作成すればよいのかを明確にしてほしいというリクエストに対応したものである。

III. 改正の構成及び概要

当該改正は IFRS 第 1 号「IFRS の初度適用」を改正するものである。

当該改正では、一定の要件を満たし、過去に IAS 第 29 号の適用ができなくなった企業が再度 IFRS 第 1 号を適用して IFRS に準拠した財務諸表を作成する場合、資産及び負債を公正価値で評価し、それをみなし原価として使用することができるという例外規定を定めるものである。

IV. 深刻な超インフレーション

改正では、企業が上記の例外規定を適用する場合の要件を下記のとおり定めている。

- a) 機能通貨における、すべての企業の取引及び残高について信頼できる一般物価指数が既に利用可能ではない場合
- b) 機能通貨と他の安定的な外国通貨との交換

可能性が既に存在しない場合

上記の条件を共に満たした場合に、深刻な超インフレーション下にあると判断される。

企業が深刻な超インフレーション下にある場合、IAS 第 29 号を適用することができないため、IFRS に準拠した財務諸表が作成できないこととなる。

いったん、深刻な超インフレーション下にあった企業が、その後上記条件を満たさなくなったことにより深刻な超インフレーションが終了した場合に、例外規定を適用できることとなる。

パラグラフ D29 によると、超インフレーションが終了する場合は、機能通貨を他の条件を満たす機能通貨へ変更する場合と、機能通貨そのものが条件を満たさなくなる場合があるとしている。

V. 会計処理

上記の条件を満たした企業は、IFRS 第 1 号を適用して IFRS に準拠した財務諸表を作成する場合には、開始貸借対照表において資産及び負債を公正価値で評価し、みなし原価として使用することができるようになる。

この規定を適用した場合、企業は、企業が深刻な超インフレーションにあり、それが解消された状況について開示しなければならない。

VI. 関連する IFRS 第 1 号の年次改善

公開草案では、企業が IAS 第 29 号に準拠す

ることができず、IFRS に準拠した財務諸表が作成できなくなった場合で、再度状況が改善された時には再び IFRS 第 1 号を適用して初度適用ができることを前提としている。すなわち、企業は、条件を満たせば IFRS 第 1 号を複数回使用することができる（使用しなければならない）ということを経験している。上記の解釈については、別案件として同様に IFRS 解釈指針委員会及び IASB ボード会議で取り上げられたが、複数回使用が可能であると決定されており、2010 年 11 月公表予定の年次改善の公開草案で、その点について IFRS 第 1 号の文言を明確にすることが予定されている。

VII. 適用時期

公開草案の時点では適用時期は明記されていないが、早期適用が認められる。

VIII. コメントレターの期限

コメントの期限は 2010 年 11 月 30 日である。

IX. おわりに

公開草案以後のスケジュールは、12 月の IASB 会議で受領した公開草案に対するコメントレターの分析を議論し、2010 年内に最終公表することを目指している。